

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 皆さんおはようございます。5番竹島貴行です。

私の今回の質問は、大まかに4点について質問させていただきます。

まず1つは、総合計画のとらえ方についてです。2つ目は、事業計画の遂行における検証についてです。3つ目は、安全・安心について、最後に、財政について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

第1の質問であります。平成22年度予算案では、第4次総合計画策定事業に取り組むことを表明されております。これは平成23年度からのむらづくりの方向性を決め、基本構想及び基本計画、そして実施計画を策定するものであり、本年度の非常に重要な目玉事業であると私は考えております。

この総合計画の概要は、住民を主役ととらえ、その住民が主体性を持ってまちづくりに参画する協働型まちづくりを目指すものであり、当然のこととして、まちづくりには住民の意向が反映され、住民と行政の役割を明確にした総合計画にすると事前説明を受けております。

しかし、これまで何の疑問も抱かれず、貴重な税金を投入しながら自治体の骨格を形作るガイドラインとして作成されてきた総合計画の有効性や必要性について、昨今、疑問や批判の声が全国で沸き上がっているという話も聞きます。

その総合計画の実態は、骨格づくりを業者へ委託し、できあがったものに自分たち流の色づけをし、立派な計画書をつくり上げ、体裁を保ってきました。しかし、最近の時代変化が大きい中で、立派過ぎる計画に現実が追いつかず、絵にかいたもちになり下がっているのではないかという疑問や、そこに投入された税金の投資効果が薄いのではないかという反省がわき出ているのではないかと考えます。

今度の第4次総合計画策定事業には、675万円という事業費を予算計上していますが、ぜひ無駄な税金投入であったと言われぬように期待しています。

総合計画概要で述べられている内容の4点について質問させていただきます。

第1に、住民の意向とは具体的にどのような解釈をすればよいか。意向という言葉の意味も含めて答弁いただきたいと思えます。

そして意向のとらえ方は、一部住民の考えを住民全体の意向としてとらえるのか。そ

れ以外で住民の意向を把握するため、何か手段を具体的に考えているのかをお聞きします。

第2に、その意向をどのように計画へ反映しようとしているのかということです。

第3に、住民と行政の役割を明確にするという点について、村長が思い抱いている考えをお聞かせください。

第4に、この計画策定は、具体的にいつごろに完結され、プランとして住民の皆さんにどのような形で示されようとしているのか。また、今後の計画書完成までどのような時間配分で作業を進め、プラン確立までをどのような方法で推し進めようとしているのか、具体的にわかりやすく説明をお願いします。

村長は、今議会1日目の議案の提案理由説明の中でも、この件について少し触れました。言葉とは難しいものです。一つの言葉でも、聞き手によっては解釈が異なることが多々あります。ですから、言葉を飾るのではなく、簡潔でわかりやすい言葉で趣旨が正確に伝わるよう丁寧に説明することが、村の方向を示す総合計画における協働型まちづくりを実践する上でも必要なことであり、計画情報を発信する側の責務であるとも考えます。

またそれだけに、村のリーダーである村長への期待も大きいと考えます。私はこの件につきまして、今議会以前に質問通告を行っております。村長は、提案理由説明で総合計画について触れましたが、あえて質問を重ねるのは、この後に用意されている答弁が第1日目の説明とはまた違った角度から、より一層説明するという気持ちに踏み込んだ熱意を期待するからであります。よろしく願いいたします。

次に、2つ目の質問に移ります。

さきの質問に関連するかと思いますが、現総合計画の後期計画では、「うつくしく豊かで潤いあふれる 協働の舟橋」「いきいきと優しさあふれる安心・安全の舟橋」「のびのびと勢いあふれる自立した舟橋」というキャッチフレーズを3本の柱とし、その下に5つの基本施策を掲げ、それぞれにおいて事業を展開されてきました。それらの事業は議会が全会一致で承認し実施に移されてきたものであり、事業の結果責任は議会側も問われます。貴重な税金を投入した事業がどのように遂行され、結果を検証し、住民の皆さんに報告することは当然の責務です。

そこで幾つかの事業について質問しますが、どのような経緯を経て、どのような成果を目指したのか、また、結果はどうであったか。村長自身がどのように検証され、どの

ように評価されたのか。具体的にわかりやすく説明をお願いいたします。

第1に、平成20年から始まった魅力あるまちづくり推進協議会という事業は、22年度で3年間、450万円の事業投資となりますが、「総合的な地域環境を創造する」という目的に、現在までにどのような成果が打ち出せているのか、具体的にお答え願います。

第2に、安全で安心して暮らせるむらづくりに向けてという施策で、災害時井戸使用可能世帯水質検査委託料という事業は、災害時の飲用水供給可能井戸の把握を目的としていますが、平成20年から22年までの継続事業として実施されています。結果を踏まえ、今後災害マップ等に場所などを明記し、住民の皆さんに情報開示することを考えているのか。そのほかにどのような形で活用展開することを考えているのかを質問します。

また、平成21年度事業で災害時緊急用給水装置、消火栓設置工事を行いました。これは、消雪用地下水を利用し、災害時の住民の飲用水確保と消防水利の確保を目的としていることを説明されておりますが、当然飲用水としての水質検査は実施されていると考えます。今後、飲用水としての目的を兼ねるということから、毎年水質検査は行っていくのか。消防水利の確保という観点から防災訓練と連動させる考えはあるのか、質問します。

第3に、同じく安全で安心して暮らせるむらづくりに向けてという施策ですが、消雪リフレッシュ更新事業及び消雪装置新設事業の目的概要として、近年、高齢化が進む中で降雪期の雪の処理に相当な負担が強いられております。その対策として、降雪時の安全・安心な運行を確保する事業であると説明されております。

今回の該当地区は、東芦原地域のみとなっておりますが、この冬の雪は、まさしく当村の高齢化進展における除雪問題が浮き彫りになったと考えています。今後、ほかの地域においても同様の対策を展開されるのでしょうか。それができなければ、ほかにどのような対策の展開を考えているのか質問します。

第4に、水と緑を育むむらづくりに向けてという施策から、農地・水・環境保全向上活動支援事業が平成20年から22年まで、787万円の事業費を投じることになっております。地域全体で集落環境を維持保全するという目的の環境維持保全とは、具体的にどう解釈すればよいのか。ここで言う「環境」という言葉の定義づけ、そして目的がどのように達せられ、成果がどのように出ていると評価しているのか。そして今後、こ

の事業をどう発展させていこうと考えているのかを質問します。

また、環境について、当局として今後取り組んでいくのなら、当局がISO14000版の取得を目指し研修をされれば、当局全体のスキルアップにもつながり、環境政策を推進する上で大きな力になると考えますが、当局の研修に組み込まれてはいかがでしょうか。

次に、3つ目の質問に移ります。

安全で安心して暮らせるむらづくりに向けてという主要施策をむらづくりの基本に掲げていらっしゃる村長の安全・安心についての所見を伺います。

私は、まちづくりの根幹をなすものは、安全・安心であると考えております。安全・安心の概念は、時代に応じて尺度が変化することもあると思いますが、普遍であるのは、安全・安心の中心に住民を据えて考えるということです。ですから、まちづくりにおける施策としては、常に最優先されるものであり、住民の代表である首長は行政サイドの都合ではなく、住民の立場に立ちながら、安全・安心を事業の中心に据え、施策を遂行する責任を負うものと考えます。

竹内地内の火災に始まり、昨年暮れに隣接する立山町寺田及び浦田地区に火災が発生し、悲惨な結果に至っております。数年前の竹内地内の火災で村長は安全・安心の観点から立山町との水道広域化事業による消火栓の水圧アップを提案され、私は一議員として村長の考えに賛同いたしました。それは住民の立場に立った提案であると考えたからであります。あれから時間はどれだけ経過したのでしょうか。立山町との協議は、平成19年11月から始まり、2年以上の期間をかけた協議で結局は今日まで妥協点を見出せないまま至っております。

村長自身が安全・安心の必要性を強調しながら、形に結びつけることのできない責任は非常に重大だと考えます。安全・安心の実現には、トップ自らのリーダーシップが問われ、トップ判断による速やかな対応が住民を守ることになると思います。村長自身、安全・安心についてどのように考え、どう対処すべきと考えているのか。ご自身の所見をお聞きします。

次に、4つ目の質問であります。

国は、2009年末に正味資産がマイナスになり、債務超過状況になったと経済誌が去る2月22日の記事で報道していました。また、経済の悪化対応による国債増発で、負債が社会保障基金を含めて1,000兆円を超える見通しとなり、先進国で最悪にな

ると報じられていました。この状況を考えると、いずれ地方へのしわ寄せ影響が津波のように押し寄せてくるのだろうと考えます。

直近の滑川市長選挙では、現職が圧倒的に有利であると聞いておりましたが、財政危機を訴えて立候補した新人が当選しました。財政健全化法指標から見ると、当村の状況は安定しているように見えますが、当村の資産残高から負債残高を差し引いた正味資産はどうなのか、状況を質問します。

現状、我が日本では、国民一人当たりの借金は683万円と報じられ、最近の新聞報道でも、舟橋村では村民一人当たりの借金が58万5,891円と報じられておりました。先日の全員協議会では、村の健全化を示す指標の一つである実質公債費比率について、平成20年度では18.1%でありましたが、平成21年度におきましては17.2%の見込みとなり、財政は改善の方向で推移しているという報告が会計管理者よりありました。

これだけを見ると、舟橋村の財政状況は健全であると思いますが、全国的に見ると財政悪化に向かっている自治体も少なくなく、国の財政状況や今後取り組まざるを得ない地域主権という考え方による施策展開を図るためにも、積極的に財政基盤の強化を図っていくことが必要であると考えます。

新年度予算概要が示され、各種施策が予算に盛り込まれております。しかし、多種多様な事業に予算づけをされる中で、貴重な税金を投資する観点から、村にとって、住民にとって本当に必要な事業であるのか検証することも必要かと考えます。その役割を担うのが議会であると思いますが、住民との協働自治を公言される村長として、当局が提示している事業を、幅広く住民の皆さんに必要性を諮問されてみてはいかがでしょうか。

昨年話題になった事業仕分けを舟橋村でも取り入れ、村内の新旧の住民の皆さんから幅広く事業仕分け人を募集し、事業仕分け実行委員会の設置のもと、事業の必要性を裁定していただき、必要と判断された事業のみを実施に移すということを提案しますが、いかがでしょうか。村長の所見をお聞きします。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

答弁に先立ちまして、ご報告申し上げたいと思います。

皆さん既にご承知のことと存じますが、昨日、舟橋村の人口が3,000人を達成い

たしました。このことは、第3次総合計画に掲げる目標人口であり、達成できたことを皆さんとともに喜びたいと思う次第であります。これを機に、さらなる安全で住みやすいむらづくりに努めてまいる所存であります。ここに改めて、議員の皆さんにご協力とご支援をお願いする次第であります。

それでは、5番竹島議員の質問にお答えいたします。

まず、総合計画への取り組みについてであります。

ご承知のとおり、総合計画とは、村の10年後の将来像を示し、魅力あるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、村の施策、事業の総合的な体系を示すものであり、村の最上位計画に位置づけられているところであります。

また、村の行政目標、指針、推進方法などを示すとともに、住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進するための指針となるものであります。昨年12月定例会の山崎議員の一般質問でもお答えいたしました。これからのまちづくりは、行政だけではなく、住民とのパートナーシップが大切であり、それを協働型と定義づけております。そして、協働型まちづくり実現のためには、共通の目標を持ち、住民そして行政がお互いの役割を明確にし、お互いの責任のもと、まちづくりに取り組んでいくことが最も大切なことであり、その共通の目的こそが総合計画であると思っております。このことから、多くの住民に総合計画の重要性を知っていただくと同時に、多くの住民の意見を反映させることが大切であると答弁いたしましたところであります。

その具体的な住民意見の反映方法であります。これまでの取り組みといたしましては、昨年12月7日には、第2回目のまちづくり塾を開催し、総合計画にかかる住民の勉強会を開講いたしました。さらに、今年1月に公募いたしました10名の皆さんによる、まちづくりワークショップを4回開催いたしまして、去る3月6日には、マスコミでも報道されたとおり、総合計画策定に対する提言書をいただいております。

今後におきましても、統計法に基づく住民の総意として、利用できる数のアンケート調査を世代別そして男女別に実施いたします。そしてアンケート分析結果を踏まえ、ワーキンググループや審議会でも十分検討してまいりたいと考えております。

次に、住民と行政の役割の明確化についてであります。例えば自治会のごみステーションを設置する場合、設置は行政の役割であります。設置後の維持管理等は、地域、住民の役割と言えます。いくら行政がごみステーションを設置しても、地域、住民が維持管理を行わなければ、事業として達成できたとは言えないと思っております。このよ

うにすべての事業には、お互いの役割があり、その役割が機能して初めて協働型まちづくりが成り立つものと考えております。

次に、スケジュールについてであります。4月には、アシストの業者選定と審議会委員の委嘱を行い、5月にはアンケート調査の実施と同時に、ワーキンググループ委員を公募いたします。6月にはアンケート分析集計の取りまとめ、7月からアンケート分析に基づき、審議会やワーキンググループ等で、村のビジョンづくりを行い、来年2月の完了を目指すことにしております。

次に、第3次総合計画の検証についてであります。

まず、魅力あるまちづくり推進事業であります。この事業の目的は、住民が主役となるまちづくりの実現化であり、富山大学と包括連携を結び、各種事業を展開しているところであります。主なものとしたしましては、協働型住民育成のためのまちづくり塾の開催、そしてその受け皿となります。テーマごとに企画から運営までを実践するまちづくり協議会の立ち上げであります。昨年は、ふなはしまつりまちづくり協議会を立ち上げたところであります。これまでの運営スタッフに、ふなはしまちづくり塾を通じて公募した住民を加えた8名の構成で、来場者である住民の意識調査の実施やこれまでの開催の変遷を踏まえ、今後の課題やその具体的な解決策についてワークショップの開催、まつりの目的、コンセプトをより鮮明にすることの必要性や、村民だれもが携われるような仕組み、機能の確立などの運営体制の整備、さらには次年度に向けての実施戦略など具体的に検討されたところであります。この取り組みには、その後、新たに8名の参加者を得まして総勢16名に拡大し、今年度のふなはしまつり開催で実を結んだと思っております。

ここでの成果は、1年のうちに活動の輪が拡大したこと。また、第24回のまつりは、「舟橋村を知る日」をテーマに開催されまして、村にまつわる歴史や特徴をクイズ形式で出題する「クイズ村民SHOW」の実施、その他出店関係者を紹介する時間帯を設定するなど、「舟橋村を知る日」を具現化するため、企画の時点から住民アイデアが活かされたことであります。

さらに言えば、第23回ふなはしまつりの準備打ち合わせが4回であったのに対し、今回は実に21回を数え、準備作業の苦勞が多かった分、終了後運営スタッフは満足感、達成感がいっぱい目を見まされる方もいたと伺っております。

もちろん来場者は2,000人を超える盛況で、企画から運営まで多くの方が加わり、

真に住民が中心となったまつりであったと理解しているところであります。

また、今年1月に立ち上げました第4次総合計画策定に向けた住民ワークショップからいただいた提言書には、「今後、地方分権の流れの中で、地域に果たす住民の役割は重要性を増してくる。舟橋村においては、日本一小さな自治体であることから、その重要性は他地域と比べようもないほど高い。我々は今回のような住民が主体となった作業は、施政にとって大きな意味を持つものとする。しかし一方で、そもそも行政側の意識や行動が変わっていかねばならない。また、住民主体とはいえ、実際には住民の行動が促進される手助けが必要となる。何よりも小さな自治体である以上、まずは住民を交えて話し合える機会を創出し、みんなで意識を高めていくことが重要ではないだろうか」と記載されているのであります。

舟橋村の協働型まちづくりは、始まったばかりの試行的な段階にあります。しかし、小さいながらも幾つかの成果を実感するにつれ、地域を挙げた協働の取り組みが、当たり前のものにしていけるものと確信するものであります。

今後も、協働型まちづくりを通じて、住民とともに解決策を見出していくことができる施政のあり方を形にしていきたいと思います。また、その活動の中から、舟橋村こそその魅力というものも浮かび上がってくるものと考えているのであります。

次に、災害時の水質検査及び災害時消火栓、給水システム設置等についてお答えいたします。

大規模な災害が発生した際、ライフラインの確保は大変重要な課題となります。地震等の災害の場合、水道管に被害が及ぶ可能性が高く、復旧までにかなりの時間を要することが考えられます。水の供給がとまった場合、日常生活に大きな影響が出るだけでなく、火災が発生した場合の消火作業も困難になります。火災は初期消火が非常に重要であり、小さな炎のうちに消しとめることができれば、被害を最小限に食い止めることができると言われております。

そこで、村では万一の場合に備え、簡易水道だけに頼るのではなく、複数の水源を確保し、住民生活に支障を来さないようにと、数地区にある消雪用井戸や自噴井戸を活用できないかと水質検査を行い、飲用にも問題ないことが判明いたしましたので、昨年7月、稲荷地内にある消雪用井戸に災害時消火栓・給水システムを設置いたしまして、緊急時に備える対策を講じたところであります。

また、災害時消火栓・給水システムを使用した防災訓練を村消防団の夏季訓練とあわ



せて実施し、住民の方々へ周知を図ってまいりました。今後も、井戸水を利用した消雪設備がほかにもありますので、水質検査及び災害時消火栓・給水システム工事を実施いたしまして、有効活用してまいりたいと考えております。

また、自治会からは、消火栓の位置や用水等の水利を示した図面の入手が要望されておりますので、災害時に利用できる井戸の位置をあわせて表示し、防災訓練等でも活用できるようマップの整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、消雪リフレッシュ事業についてのお尋ねにお答えいたします。

地下水は富山県の風土、自然環境を構成する重要な要素であります。このため県では、昭和51年に富山県地下水の採取に関する条例を制定いたしました。さらに平成4年には、県内の平野部全域を対象にした地下水指針を策定し、地下水保全のため、開発行為に対する事前指導や地下水利用の合理化、節水、また地下水涵養対策を総合的に実施しているところであります。

舟橋村は、この富山県地下水の採取に関する条例におきまして、村内全域が観察地域に指定されているのであります。平成22年度に事業を実施いたします東芦原地内の消雪リフレッシュ更新事業及び消雪装置新設事業は、かねてから東芦原自治会からの要望でありまして、先ほど述べました県が定めた地下水指針、村が管理している既存の消雪井戸の能力などを調査した結果、対応可能と判断されましたので、地域活力基盤創造交付金の追加配分を活用いたしまして事業化するものであります。事業化に当たりましては、新設する消雪装置のほか既設の消雪装置についても、今後の維持管理は地元自治会が行うということをご了解をいただいております。そのような経緯から実施するものであることをご理解いただきたいと思います。

消雪装置の整備計画につきましては、井戸の新設を伴う整備は原則的に行わないこととしますが、高齢者が増加する中、安全・安心な生活道路の確保を目的に、利用されていない既存の井戸を利用する消雪装置の整備等自治会や地域の団体単位での取り組みにつきましては、当該団体を対象にした助成制度を検討してまいりたいと考えております。

次に、水と緑を育むむらづくりに向けての施策における農地・水・環境保全向上支援事業についてお答えいたします。

議員のご質問は、平成19年度から5カ年対策として始まった国の農地・水・環境保全向上対策の事業効果についてのご質問と理解しております。今ほど議員は、平成20年から22年度まで3カ年で、787万円の事業費と申されましたが、ここで正確に申

上げたいと思います。

この事業は、平成19年度から平成23年度までの5カ年事業として計画されておりまして、これまでの実績額を申し上げますと、平成19年度は、村負担分105万1,160円、事務費が9万円で計114万1,160円であります。

平成20年度は、村負担分127万1,380円、事務費が4万7,000円で計131万8,380円であります。また、今年度の見込み額は村負担分127万4,680円、事務費が4万8,000円の計132万2,680円であります。残る2カ年分も今年度と同額だとすれば、平成19年から平成23年度までの5カ年の合計は、642万7,580円になると見込まれているところであります。

さてこれまで、農地・農業用水等の資源は、集落など地域の共同活動により、保全管理されてまいりました。これらの資源は、農業だけでなく農村の豊かな自然環境や景観を形づくる上でも大きな役割を果たしていることは言うまでもないと思います。しかし近年、高齢化や混住化が進行いたしまして、これらの資源を従来どおりの地域力での確に管理していくことは大変難しくなっております。

一方、都市部では、緑に対する関心度が高まり、盛んにグリーン・ツーリズムが行われるなど農村環境に対する評価が高まり、農地・農業用水等の資源の保全とあわせて、農村環境の質的な向上や、環境重視型の農業への転換を求められているのであります。

このような背景から、国が政策として打ち出したのが、農地・水・環境保全向上対策であります。この対策は、2つの活動に対して支援されております。1つは農地や農業用水等の資源や地域環境を守り、質を高める地域共同活動の取り組みへの支援。もう1つは、環境保全に向けた先進的な営農活動への取り組みに対する支援であります。

当村では、前者の資源を守るための地域共同活動への取り組みは、現在6地区で実施されております。各地区では、自治会、非農家も含めた全世帯、生産組合、青壮年会、母親クラブなどが参画する活動組織が形成され、地域共同の活動が行われているところであります。

具体的な活動内容を申し上げますと、江ざらいや草刈りなど農地や農業用水等の資源の維持保全に必要な活動、水路の目地詰めや農道路肩の修復など施設の長寿命化につながるきめ細かな保全管理活動、そして地域の公共施設周辺のごみ拾いや、景観植物の植栽、田んぼの生き物調査など、農村環境をよくする活動が実施されております。このような活動を支援する経費として、地区ごとの農振農用地面積に対して10アール当たり

4,400円が組織単位に支給されているのであります。その負担内訳は、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1であります。国、県そして市町村が、それぞれの実態に合った農林環境を守るため、お互いに協力しながら費用を負担しているわけでありませぬ。

本村は、この対策の検証作業として実績確認事務を行っております。現在、実施地区では、さきに申し述べたような活動が盛んに実施されております。どの地区も共通の傾向といたしまして、これまでは、予算、人員の確保などの理由で、地域課題として対応できなかった活動、例えば農道や水路の修繕や改修、耕作放棄地になりつつある農地の草刈り、水門のメンテナンスなどがこの対策をきっかけに新規に取り組みまれ、定着化しているということが挙げられると思います。

また、新たな活動として、地区の高齢者の方々と児童と一緒に、田んぼの生き物調査や景観植物の植栽等の世代間交流事業等は、地域の環境に対する自発的な保全意識の高揚事例として、もっとPRしてまいりたいと考えているところであります。

一方、この対策では、地域の人が集まり、話し合う機会が増えて、共通の目的に向かって自分たちで解決の道を探るといった、集落機能を活性化している一面もあります。農家・非農家が参画することにより、これまでになかった新しいコミュニティづくりや、農業・農村に対する理解を深める効果や、構成員や構成団体による役割分担を通じて、お互いの理解が深まり、地域力の向上につながる効果もあると思っております。この対策は、単に施設の維持管理経費の肩がわりだけでなく、失われつつある集落内の人と人とのつながりを取り戻すことによって、今後、農家・非農家が協力し合い、地域の農村環境を守っていく地域づくりを目指した施策であると受けとめているところであります。

このことから、この事業の推進は本村の美しい農村環境を守っていく上で、また、村が掲げている協働のむらづくりにも強くかかわっている大変重要な事業であると位置づけているところであります。

本村といたしましては、地域でこの対策が有効に生かされ、地域づくりの一助となるよう、できる限りの支援を行う所存であります。議員並びに地域・関係各位の皆さんの深いご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、安全・安心についてお答えいたします。

水道事業の統合についてであります。

平成19年11月より、水道水の安定的な供給を目的に立山町と協議を進めてまいり

ました。統合手法の検討、統合した場合における問題点、村有資産の取り扱いや債務の処理方法等について協議を重ねてまいりました。合意目前まで話が進んでいたわけですが、統合に係る経費の積算に当たって、最終的には、議会の皆さんや住民の皆さんにご理解いただける所要額での折り合いがつかず、断念せざるを得なくなったことを、先日の全員協議会でお話ししたとおりであります。

議員からは、時間がかかり過ぎているのではないかとのご指摘もいただいておりますが、これまでのご質問でもお答えしてまいりましたとおり、お互いにメリットのある内容での統合をするため、協議会を設定してまいったわけであります。相手先のある話でありまして、当方からの一方的な働きかけばかりでは、この問題は解決しないと私は考えていたわけでありますので、どうぞこの点をご理解いただきたいと思います。

水道事業の目的は、安全で安心な水の供給であり、安定的な水給水に向け、現有施設の増強策を検討しております。具体的には、東芦原水源地から直接給水するための施設改修及び古海老江水源地の貯水池の増設、さらには取水管の更新等により、万が一の場合でも対処できるような消火栓2栓の放水量を確保するように努めているところであります。また、近隣市町とも緊急時の対応といたしまして、緊急連絡管の整備や24時間監視体制での水道施設管理も検討しております。

今後のスケジュールといたしましては、早急に変更認可等の事業計画を策定いたしまして、改修工事を実施してまいりたいと考えております。議員の皆さんの格別のご理解をお願いする次第であります。

次に、財政についてお答えいたします。資産残高につきましては、新公会計基準に基づく財務4表の作成時期が、本村では、平成22年度決算からとされているのであります。現在、20年度決算における貸借対照表を総務省モデル方式で試作をしている最中であります。概算数値で申し上げますと、60億円余りと見込んでいるところであります。

次に、基金について申し上げます。財政調整基金の4億5,000万円、その他基金といたしまして8,368万2,000余円、総額で4億9,468万2,000余円であります。

一方、村債の残高は、平成20年度末では15億1,374万5,000余円であります。これに債務保証（債務負担）及び退職手当引当金等を加えた負債残高は18億円余りであります。したがって、資産残高及び基金残高から負債残高を差し引いた正

味資産は、47億円余りでないかと考えておる次第であります。

1人当たりの村債残高は、過日、新聞等でも報道されておりますとおり、平成21年度末現在で58万5,891円と県下で2番目の水準となっております。これは、平成20年度、21年度において、小学校の増改築及び大規模改修事業の実施に伴い、一時的に数値が高くなったものでございます。

なお、村債残高の中には、国の地方財政計画に基づき交付税の不足を補てんする措置といたしまして、村が発行できる臨時財政対策債も含まれているのであります。臨時財政対策債は交付税で全額補てんされるものであります。また、財政力に応じ交付税算入される義務教育事業債、臨時地方道整備事業債等も含まれております。交付税で補てんされる総額は、7億6,073万1,000円が見込まれますので、実質的な負担は7億5,301万3,000円と約半分程度に圧縮されると思っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今後も経済の低迷から厳しい財政状況が予測されているところであります。年度末に剰余金が生じた場合には、その剰余金を基金に積み立ててまいりたいと考えております。

また、今後は安易に起債に頼らず、発行する場合においても交付税措置のある有利な起債を活用いたしまして、実質公債費比率を21年度末見込みの17%以下を堅持し、健全な村財政運営に努めてまいり所存であります。

次に、事業の検証についてであります。

住民意見の反映は、計画策定時のみならず、事業実施後においても必要なことと認識しているところであります。さきに述べましたまちづくり協議会は、まさしくその機能を有しているものと思っております。これまでの事業の成果に対して、住民意見を求め、次の事業へ反映する仕組みを実践しているものであると思っております。単に住民と行政が同一事業を行うのではなく、事業成果を分析し、対応策を次の事業計画に反映し、実践する組織であると思っております。

ご承知のとおり協働とは、住民と行政がお互いの責任において事業を実施することです。その仕組みが完成すれば、おのずと住民による検証システムができ上がってくるものと期待しているものであります。今後、第4次総合計画の策定段階におきましても、多くの住民がまちづくりに参加できる仕組みを十分検討してまいりたいと考えております。どうか議員各位のご理解のほどお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） ただいま、私の質問に対しまして、非常に丁寧にご答弁いただきましたことにまず感謝申し上げます。その上で2点ばかり再質問をさせていただきます。

まず、安全・安心につきましたの水道の広域事業化の問題であります。この問題につきましたは、我々議会側にも大いに反省すべき点があるのだらうと思っております。

安全・安心とは、速やかに事業を遂行することが主目的でありまして、これが水道の広域事業だけに的を絞って年月を重ねたというのは大いに反省すべきではないか。今村長がおっしゃいました、自分の村で何かほかに対策はないかということも並行して考えることが必要であったのではないかというところからの質問でありました。そこについて再度所見をお伺いします。

それから、消雪、除雪の件についてであります。村長は答弁におきまして、地域における高齢者の対策に助成制度を考えていきたいという答弁でありました。しかし私は、助成制度だけで終わっていたのでは、協働型のまちづくりにはつなげていけないのだらうというふうに考えます。

以前、この議会で村当局の考え方は、自助 自分から助ける、共助 お互いに助け合う、それから公助があるという答弁がありました。しかし、今のまちづくりの資料を見ていますと、その3つはトライアングルの関係、常に結びついているものであります。

私は、協働型のまちづくりを進める上で、公助というのは常に自助・共助に並行してともに歩む姿が求められているのだらうと。これからの行政というのは、そういう姿勢が問われるのだらうなと思えます。

これから大きな問題になってきますこの高齢化における地域のドーナツ化現象をいかに防ぐか。各自治区、自治会に任せるのではなく、ともに行政もそこに入り込んで、お互い人と人が助け合うという仕組みを積極的につくる必要があるのだらうというふうに思います。その点、再度村長の答弁をお願いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 竹島議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点は、水道の広域化の件でございます。私もこの水の求め方といいますが、安定供給を受けることを一面では安易であったと反省しているところであります。と申しますと、立山町さんのことを言って失礼ですけれども、余裕があると当初計画してい

たよりも、舟橋村を十分支える量を持っている等いろいろなことを聞きますと、やはりおぼれる者はわらをもつかむということで、何とかという気持ちになったことも事実であります。

しかしながら、今このような事態になりますと、一日も早く村民の安心・安全のために施策を講じてまいらなければならないと思っているわけでございます、先ほど質問にお答えしたとおり、新年度に入りましたら早急にそういった方向づけをきちんと皆さん方にお見せいたしまして、ご提案させていただきたいと思っておりますので、どうかご理解、ご協力のほどお願い申し上げたいと思っております。

次に、除雪の件でございます。特にことしは暖冬と言われておりましたが、非常に降雪がありまして、本村におきましても990万円の当初予算でありましたけれども、2月に入りましてから360万円の補正をさせていただきました。トータルでは1,350万円だと思うんですが、そういった今までにない除雪費が要ったわけであります。

そういったことと、もう1つは、竹島議員おっしゃったとおり、舟橋村は高齢化率が16.2%という非常に低い率になっておりますけれども、実態はどうなのかということです。そういったことを加味いたしますと、高齢者にやさしい、高齢者を支えるような協働のむらづくりとなりますと、やはりお互いに力を合わせて最小限のやれるものをするということの仕組みを提出していくことが大切であると思っております。

くどいようですが、私は平成22年度の予算編成に当たって、そしてまた、23年度来年度から始まります第4次総合計画の中だと思っておりますけれども、早くそういった道しるべをつけていくのが行政としての大切な任務であろうと思っております。

先ほどおっしゃったように、私は公助よりも自助、そしてもう1つは地域で支え合う共助だと思っております。そういった仕組みをつくりまして、受け皿をつくるといったら失礼ですが、そういった協力体制を求め、村が支援をしていく。そしてお互いにぐるぐる回る、そのシステムが回転し合っているいい方向にいくというのが大きな力になると思っております。

いずれにいたしましても、よく皆さん方と相談いたしまして、速やかにそういったことに対処してまいりたいというふうに考えております。どうかご理解を賜りますことをお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。